

所得税，市・県民税の申告はお早めに！

3/15 水

平成17年分の所得税の確定申告，市・県民税の申告が，2月16日(木)から始まります。申告が必要な人は，できるだけ早く申告を済ませましょう。なお，還付申告の人は2月15日以前でも厚狭税務署（会場：山陽総合事務所3階大会議室）で申告書を提出することができます。

また，会場の駐車場には限りがありますので，来場の際はなるべく公共交通機関をご利用ください。



申告相談日程

■確定申告相談（問い合わせ先：厚狭税務署・☎72-0162）

厚狭税務署の申告相談会場は，山陽総合事務所です。下記期間中は，厚狭税務署での申告相談は行いませんので，ご注意ください。（ただし，確定申告書の提出のみは厚狭税務署でも受け付けます。）

◎確定申告相談（8:30～16:00）

会場	期間
山陽総合事務所 （3階大会議室）	2月16日(木)～3月15日(水) （土日を除く）

■市・県民税申告相談

（問い合わせ先：税務課市民税係・☎82-1125）

◎本庁相談（9:00～16:30）

会場	期間
市役所（3階大会議室）	2月16日(木)～3月3日(金) （土日を除く）
市役所（1階ロビー）	3月6日(月)～15日(水) （土日を除く） ※11日(土)は実施します。

◎出張相談（9:30～16:00）

会場	期間
有帆公民館（会議室）	2月16日(木)
本山公民館（研修室）	2月17日(金)・20日(月)
埴生公民館（2階大講堂）	2月21日(火)・22日(水)・ 23日(木)・24日(金)
商工センター （2階大会議室）	2月27日(月)・28日(火)
厚陽公民館（2階講堂）	3月1日(水)・2日(木)
山陽保健センター （2階集団指導室）	3月3日(金)・6日(月)・ 7日(火)・8日(水)・ 12日(日)・14日(火)・ 15日(水)
赤崎公民館（第1研修室）	3月9日(木)・10日(金)・ 13日(月)

合併に伴う変更点

小野田地区

税務署の管轄が宇部税務署から厚狭税務署に変わりました。

山陽地区

昨年までは，個別に申告を受け付けていましたが，今回から，自分で申告書を作成していただきますので，下記の「申告に必要なもの」を必ず持参してください。

申告に必要なもの

- 印判（スタンプ印は不可）
- 電卓，筆記用具
- 申告書（送付されている場合）
- 給与や公的年金等の源泉徴収票
- 事業や農業をしている人，不動産収入のある人は，帳簿など収入と支出の明細がわかるもの（収支内訳書を記入の上持参してください。）
- 各種控除を受ける場合は次の書類
 - ▷配偶者特別控除・・・配偶者の所得金額がわかるもの（源泉徴収票など）
 - ▷医療費控除・・・支払った医療費の領収書・レシート，保険などで補てんされる金額の明細書（領収書等は整理し，内訳書に記入の上持参してください。）
 - ▷社会保険料控除・・・国民年金・国民健康保険料などの払込証明書
 - ▷生命保険料控除・損害保険料控除・・・保険料の払込証明書
 - ▷障害者控除・・・障害者手帳など
 - ▷住宅借入金等特別控除・・・住民票の写し，登記簿謄(抄)本，売買契約書または請負契約書の写し，住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書など
- ※その他の控除についてはお問い合わせください。